

介護報酬改定のお知らせ

2015年4月

- ・ **居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり**
 - 【居宅介護支援費Ⅰ（取り扱い件数40件未満）】
 - 要介護1・2 ￥11,514（1042単位×11.05円）
 - 要介護3・4・5 ￥14,950（1353単位×11.05円）
 - 【居宅介護支援費Ⅱ（取り扱い件数40件以上60件未満）】
 - 要介護1・2 ￥5,757（521単位×11.05円）
 - 要介護3・4・5 ￥7,480（677単位×11.05円）
 - 【居宅介護支援費Ⅲ（取り扱い件数60件以上）】
 - 要介護1・2 ￥3,458（313単位×11.05円）
 - 要介護3・4・5 ￥4,486（406単位×11.05円）
- ・ **初回加算の場合**
 - 【新規及び2段階以上の変更した方の居宅サービス計画を作成した場合】
￥3,315（300単位×11.05円）
- ・ **医療連携加算の場合**
 - 【病院や診療所に入院するに当たって、職員に情報提供をした場合】
 - 入院時情報連携加算（Ⅰ） ￥2,210（200単位×11.05円）
 - 入院時情報連携加算（Ⅱ） ￥1,105（100単位×11.05円）
- ・ **退院・退所加算の場合**
 - 【病院や施設から退院又は退所した方のサービスを調整した場合】
退院退所加算 ￥3,315（300単位×11.05円）
- ・ **緊急時等居宅カンファレンス加算の場合**
 - 【病院や診療所の求めにより共に居宅にてサービスを調整した場合】
￥2,210（200単位×11.05円）
- ・ **小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の場合**
 - 【小規模多機能型居宅介護事業所の居宅サービス計画に協力した場合】
￥3,315（300単位×11.05円）
- ・ **看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の場合**
 - 【看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の居宅サービス計画に協力した場合】
￥3,315（300単位×11.05円）
- ・ **特定事業所連携加算の場合（特定事業所加算Ⅱ）**
 - 【主任介護支援専門員等配置・24時間連絡体制確保・定期会議を開催した場合】
￥4,420（400単位×11.05円）
- ・ **【特定事業所集中減算】**
 - ・ 正当な理由なく6ヶ月間に作成されたケアプランに位置づけられた居宅サービスのうち、特定の事業者の割合が80%以上の場合
￥2,210（200単位減算×11.05円）

・減算の場合

【運営基準減算】

以下の居宅介護支援が行われない場合に基本単位の50/100に減算
(2ヶ月以上継続している場合は0/100)

- ① 居宅サービス計画を利用者に交付する事
- ② 特段の事情がない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録する事
- ③ 要介護認定や要支援認定の更新があった場合において、サービス担当者会議の開催等により、居宅サービス計画の内容について、担当者からの意見を求める事

【特定事業所集中減算】

正当な理由なく6ヶ月間に作成されたケアプランに位置づけられた居宅サービスのうち、特定の事業者の割合が90%以上の場合 **¥2,210** (200単位減算×11.05円)

ただし、法定代理受領により当施設の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり上記の料金を自己負担して頂いたうえで、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、在住の市または区の窓口へ提出しますと、全額の払戻しを受けることができます。